

ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針案（参考）

目次

前文

第一章 総則

第二章 ヒトES細胞の樹立

第三章 ヒト受精卵の提供

第四章 ヒトES細胞の使用

第五章 雑則

附則

ヒトES細胞の樹立及び使用は、医学及び生物学の発展に大きく貢献する可能性がある一方で、人の生命の萌芽であるヒト胚を使用すること、ヒトES細胞がすべての細胞に分化する可能性があること等の生命倫理上の問題を有することにかんがみ、慎重な配慮が必要とされる。

文部科学大臣は、「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的な考え方」（平成十二年三月六日科学技術会議生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会）に基づき、ヒトES細胞の樹立及び使用において人の尊厳を侵すことのないよう、生命倫理の観点から遵守すべき基本的な事項を定め、もってその適正な実施の確保を図るため、ここにこの指針を定める。

第一章 総則

（定義）

第一条 この指針において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 胚 一の細胞（生殖細胞を除く。）又は細胞群であつて、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるものうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。

二 ヒト胚 ヒトの胚（ヒトとしての遺伝情報を有する胚を含む。）をいう。

- 三 ヒト受精胚 ヒトの精子とヒトの未受精卵との受精により生ずる胚をいう。
- 四 ヒトES細胞 ヒト胚から採取された細胞又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であつて、胚でないもののうち、多能性を有し、かつ、自己複製能力を維持しているもの又はそれに類する能力を持つことが推定されるものをいう。
- 五 多能性 内胚葉、中胚葉及び外胚葉の細胞に分化する性質をいう。
- 六 樹立 特定の性質を持つ細胞を作成することをいう。
- 七 分化細胞 ヒトES細胞が分化することにより、その性質を有しなくなった細胞をいう。
- 八 樹立機関 ヒトES細胞を樹立する機関をいう。
- 九 提供医療機関 ヒトES細胞の樹立に使用されるヒト受精胚の提供を受け、樹立機関に移送する医療機関をいう。
- 十 使用機関 ヒトES細胞を使用する機関をいう。
- 十一 樹立責任者 ヒトES細胞の樹立を総括する立場にある者をいう。
- 十二 使用責任者 ヒトES細胞の使用を総括する立場にある者をいう。

十三 インフォームド・コンセント 十分な説明に基づく提供者の自由な意思による同意をいう。

(対象)

第二条 すべてのヒトES細胞の樹立及び使用は、本指針に定めるところにより適切に実施されるものとする。

2 ヒトES細胞の樹立及び使用は、当面、基礎的研究に限るものとし、ヒトES細胞及びこれに由来する細胞を人体に適用する臨床研究その他医療及びその関連分野において使用することは、別に基準が定められるまでの間は、これを行わないものとする。

(ヒト胚及びヒトES細胞に対する配慮)

第三条 ヒト胚及びヒトES細胞を取り扱う者は、ヒト胚及びヒトES細胞の取扱いに関して、ヒト胚が人の生命の萌芽であること及びヒトES細胞がすべての細胞に分化する可能性があることに配慮し、人の尊厳を侵すことのないよう、誠実かつ慎重にヒトES細胞の樹立及び使用を行うものとする。

(ヒト胚の無償提供)

第四条 ヒトES細胞の樹立の用に供されるヒト胚は、必要な経費を除き、無償で提供されるものとする。

第二章 ヒトES細胞の樹立

第一節 樹立の要件

(ヒトES細胞樹立の要件)

第五条 ヒトES細胞を樹立する際には、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 第二十七条第一項に定める使用の要件を満たすヒトES細胞の使用の方針が示されていること。
- 二 前号の使用の方針において、新たにヒトES細胞を樹立することが科学的合理性及び必要性を有すること。

(樹立の用に供されるヒト胚に関する要件)

第六条 ヒトES細胞の樹立の用に供されるヒト胚は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受精卵であつて、当該目的に用いる予定がないものうち、滅失させる意思が確認されているものであること。
- 二 ヒトES細胞の樹立の用に供されることについて、適切なインフォームド・コンセントを受けたもの

であること。

三 凍結保存されているものであること。

四 受精後十四日以内のものであること。ただし、凍結保存されている期間は、当該期間に算入しない。

2 提供医療機関によるヒト胚の樹立機関への提供は、ヒトES細胞の樹立に必要な数に限るものとする。

3 樹立機関は、提供されたヒト胚を遅滞なくヒトES細胞の樹立の用に供するものとする。

(ヒト胚の取扱者)

第七条 樹立機関におけるヒト胚の取扱いは、医師又は医師の指導により適切に行うものとする。

第二節 樹立の体制

(樹立機関の基準)

第八条 樹立機関は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 ヒトES細胞を樹立及び分配するに足りる十分な施設、人員、財政的基礎及び技術的能力を有すること。

二 ヒトES細胞の樹立及び分配に際して遵守すべき技術的及び倫理的な事項に関する規則が定められていること。

三 倫理審査委員会が設置されていること。

(樹立機関の業務等)

第九条 樹立機関は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 ヒトES細胞を樹立し、これを分配すること。

二 一度分配されたヒトES細胞のうち使用機関において加工されたものを譲り受け、これを分配すること(ヒトES細胞を使用する研究の進展のために合理的であるものに限り)。

2 樹立機関は、ヒトES細胞の樹立、維持管理及び分配に関する記録を作成し、これを保存するものとする。

3 樹立機関は、ヒトES細胞の樹立、維持管理及び分配に関する資料の提出、調査の受入れその他文部科学大臣が必要と認める措置に協力するものとする。

(分配の要件)

第十条 樹立機関は、ヒトES細胞を分配する際には、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 第三十七条に定める文部科学大臣の確認を受けた使用計画を実施する使用機関のみに対して分配すること。

二 必要な経費を除き、無償で分配すること。

三 樹立機関は、第三十七条に定める文部科学大臣の確認を受けた使用計画を実施する使用機関がヒトES細胞の分配を要求した場合には、やむを得ない場合を除き、分配すること。

(樹立機関の長)

第十一条 樹立機関の長は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 樹立計画の妥当性を確認し、その実施を了承すること。

二 ヒトES細胞の樹立の進行状況及び結果を把握し、必要に応じ樹立責任者に対しその留意事項、改善事項等に関して指示を与えること。

三 ヒトES細胞の樹立及び分配を監督すること。

四 樹立機関において本指針を周知徹底し、これを遵守させること。

(樹立責任者)

第十二条 樹立責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 ヒトES細胞の樹立に関して、内外の入手し得る資料及び情報に基づき、樹立計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性について検討すること。
 - 二 前号の検討の結果に基づき、樹立計画を記載した書類（以下「樹立計画書」という。）を作成すること。
 - 三 ヒトES細胞の樹立を総括し、研究者に必要な指示を行うこと。
 - 四 ヒトES細胞の樹立が樹立計画書に従い適切に実施されていることを随時確認すること。
 - 五 ヒトES細胞の樹立の進行状況及び結果に関し、樹立機関の長及び樹立機関の倫理審査委員会に対し必要な報告を行うこと。
 - 六 前各号に定めるもののほか、樹立計画を総括するに当たって必要となる措置を講ずること。
- 2 樹立責任者は、一の樹立計画ごとに一名とし、動物胚を用いたES細胞の樹立の経験その他ヒトES細胞の樹立に関する十分な専門的知識及び技能を持ち、前項に掲げる業務を的確に実施できる者とする。

(樹立機関の倫理審査委員会)

第十三条 樹立機関の倫理審査委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 樹立計画について本指針に即し、その科学的妥当性及び倫理的妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等について、樹立機関の長に対し意見を提出するとともに、当該審査の過程の記録を作成し、これを保管すること。

二 樹立の進行状況及び結果について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等について樹立機関の長に対し意見を提出すること。

2 樹立機関の倫理審査委員会は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 樹立計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよう、生物学、医学及び法律に関する専門家、生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者並びに一般の立場で意見を述べられる者から構成されていること。

二 樹立機関の関係者以外の者が二名以上含まれていること。

三 男性及び女性がそれぞれ二名以上含まれていること。

四 樹立計画を実施する者は、審査に参画しないこと。

五 倫理審査委員会の活動の自由及び独立が保障されるよう適切な運営手続が定められているものであること。

六 倫理審査委員会の構成、組織及び運営並びに議事の内容の公開その他樹立計画の審査に必要な手続に関する規則が定められ、公開されていること。

第三節 樹立の手続

(樹立計画書)

第十四条 樹立責任者は、ヒトES細胞の樹立に当たっては、あらかじめ樹立計画書を作成し、樹立機関の長の了承を求めるものとする。

2 樹立計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 樹立計画の名称

二 樹立機関の名称及びその所在地

三 樹立責任者及び研究者の氏名、略歴、研究業績及び樹立計画において果たす役割

- 四 樹立の用に供されるヒト胚に関する説明
- 五 樹立後のヒトES細胞の使用の方針
- 六 樹立の必要性
- 七 樹立の方法及び期間
- 八 分配に関する説明
- 九 樹立機関の基準に関する説明
- 十 インフォームド・コンセントに関する説明
- 十一 提供医療機関に関する説明
- 十二 提供医療機関の倫理審査委員会に関する説明
- 十三 その他必要な事項
- 3 樹立計画書には、可能な限り平易な用語を用いて記載した概要及び第二十四条第三項に規定するインフォームド・コンセントに係る説明に関する文書を添付するものとする。

(樹立の手続)

第十五条 樹立機関の長は、樹立責任者から樹立計画の実施の了承を求められた際には、その妥当性について樹立機関の倫理審査委員会の意見を求め、当該意見に基づき樹立計画の本指針への適合性を確認するものとする。

2 樹立機関の長は、樹立計画について、提供医療機関の長の了解を得るものとする。なお、提供医療機関の長は、了解に当たっては提供医療機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。

(樹立計画に係る文部科学大臣の確認)

第十六条 樹立機関の長は、樹立計画の実施を了承するに当たっては、当該樹立計画の本指針への適合性について、文部科学大臣の確認を受けるものとする。

2 前項の場合には、樹立機関の長は、提供医療機関の長の了解を得た樹立計画について、次の各号に掲げる書類を文部科学大臣に提出するものとする。

一 樹立計画書

二 樹立機関及び提供医療機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類

三 樹立機関の倫理審査委員会に関する事項並びに第十三条第二項第六号に定める規則及び第二十一条第

二項の規定により読み替えて適用する第十三条第二項第六号に規定する規則

3 文部科学大臣は、樹立計画の本指針への適合性について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき確認を行うものとする。

4 文部科学大臣は、樹立計画の確認の結果を総合科学技術会議に報告するものとする。

(報告)

第十七条 樹立責任者は、ヒトES細胞の樹立の進行状況、完了及び分配の状況並びに提供されたヒト受精卵の取扱い状況を樹立機関の長及び樹立機関の倫理審査委員会に随時報告するものとする。

2 樹立責任者は、ヒトES細胞の樹立の完了後、直ちに、樹立の結果を記載した書類（以下「樹立報告書」という。）を作成し、樹立機関の長に提出するものとする。

3 樹立機関の長は、樹立報告書の提出を受けた場合には、樹立機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣に当該樹立報告書の写しを提出するものとする。

4 樹立機関の長は、樹立の完了後にヒトES細胞を維持管理している間は、少なくとも一年に一回、文部科学大臣に当該ヒトES細胞の分配状況を報告するものとする。

(研究結果の公開)

第十八条 ヒトES細胞の樹立により得られた研究成果は、原則として公開するものとする。

2 樹立機関は、ヒトES細胞の樹立により得られた研究成果を公開する場合には、当該ヒトES細胞の樹立が本指針に適合して行われたことを明示するものとする。

(樹立機関に関する特例)

第十九条 複数の機関が連携してヒトES細胞の樹立機関の業務を行うことができるものとする。

2 前項の場合は、各機関は、各機関ごとの役割分担及び責任体制に関する説明を樹立計画書に記載するとともに、各機関ごとに、樹立計画について、当該機関に設置された倫理審査委員会の意見を聴くものとする。

第三章 ヒト受精卵の提供

第一節 提供医療機関

(提供医療機関の基準)

第二十条 提供医療機関は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 ヒト受精胚の取扱いに関して十分な実績及び能力を有すること。
- 二 倫理審査委員会が設置されていること。
- 三 ヒト受精胚の提供者の個人情報保護のための十分な措置が講じられていること。
- 四 ヒト受精胚を滅失させる意思の確認の方法その他ヒト受精胚の取扱いに関する手続が明確に定められていること。

(提供医療機関の倫理審査委員会)

第二十一条 提供医療機関の倫理審査委員会は、樹立計画について本指針に即し、その科学的妥当性及び倫理的妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等について、提供医療機関の長に対し意見を提出するとともに、当該審査の過程の記録を作成し、これを保管する業務を行うものとする。

2 第十三条第二項の規定は、提供医療機関の倫理審査委員会の要件について準用するものとする。この場合において、「樹立機関」とあるのは「提供医療機関」に読み替えるものとする。

第二節 インフォームド・コンセント等

(インフォームド・コンセントの受取)

第二十二条 提供医療機関は、ヒトES細胞の樹立に供されるヒト受精胚の提供を受ける際には、インフォームド・コンセントをヒト受精胚の提供者から受けるものとする。

(インフォームド・コンセントの手続)

第二十三条 提供医療機関は、ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントの手続を行う際には、提供を依頼される者の心情に十分配慮するとともに、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 提供を依頼される者が置かれている立場を不当に利用しないこと。
- 二 同意能力を有すると認められない者に提供を依頼しないこと。
- 三 提供を依頼される者について、ヒト受精胚を滅失させる意思が事前に確認されていること。
- 四 提供を依頼される者が提供について判断するための十分な時間が確保されること。
- 五 ヒト受精胚を提供する夫婦（婚姻の届出をしている者に限る。）双方からインフォームド・コンセントを受けること。

六 インフォームド・コンセントの受取後、少なくとも一月間当該ヒト受精胚が保存されること及び当該

ヒト受精卵が保存されている間のインフォームド・コンセントの撤回が可能であること。

七 インフォームド・コンセントは書面により受けること。

(インフォームド・コンセントの説明)

第二十四条 インフォームド・コンセントに係る説明は、樹立機関が行うものとする。

2 樹立機関は、当該樹立機関に所属する者(樹立責任者を除く。)のうちから、当該樹立機関の長が指名する者に前項の説明を実施させるものとする。

3 前項の規定により樹立機関の長の指名を受けた者は、第一項の説明を実施するに当たり、提供を依頼される者に対し、次の各号に掲げる事項について文書(以下「説明書」という。)を提示し、分かりやすく、これを行うものとする。

一 ヒトES細胞の樹立の目的及び方法

二 ヒト受精卵が樹立過程で滅失することその他提供されるヒト受精卵の取扱い

三 予想されるヒトES細胞の使用方法及び成果

四 樹立計画の本指針への適合性が、樹立機関、提供医療機関及び国により確認されていること

- 五 ヒト受精胚の提供者の個人情報 が樹立機関に移送されないことその他個人情報の保護の具体的な方法
- 六 ヒト受精胚の提供は無償で行われるため、将来にわたり提供者が報酬を受けることはないこと
- 七 ヒトES細胞について遺伝子解析が行われる可能性のあること及び当該遺伝子解析によりヒト受精胚の提供者が特定されるものではないこと
- 八 ヒトES細胞からヒト受精胚の提供者が特定されることはないため、研究成果その他の当該ヒトES細胞に関する情報は、提供者に教示できないこと
- 九 ヒトES細胞の樹立の過程及びヒトES細胞を使用する研究から得られた研究成果は、学会等で公開される可能性があること
- 十 ヒトES細胞は、樹立機関において、長期間維持管理されるとともに、使用機関に無償で分配されること
- 十一 ヒトES細胞から有用な成果が得られた場合には、その成果（分化細胞を含む。）から知的所有権又は経済的利益が発生する可能性があること及び当該知的所有権又は経済的利益は提供者に帰属しないこと

十二 提供又は不提供の意思表示は、提供者に対して何らの利益又は不利益をもたらすものではないこと
十三 同意後少なくとも一月間、ヒト受精胚が保存されること並びに当該ヒト受精胚が保存されている間は同意の撤回が可能であること及びその方法

4 樹立機関は、第一項の説明を実施する際には提供を依頼された者の個人情報保護するため適切な措置を講じるとともに、当該説明を実施した旨を示す文書（以下「説明実施書」という。）及び説明書を提供を依頼された者に、その写しを提供医療機関にそれぞれ交付するものとする。

5 樹立機関は、常に最新かつ正確な情報を基に説明を行うものとする。
（インフォームド・コンセントの確認）

第二十五条 提供医療機関の長は、樹立計画に基づくインフォームド・コンセントの受取の適切な実施に関して、第二十三条第七号に規定する書面、説明書及び説明実施書を確認するとともに、提供医療機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。

2 提供医療機関の長は、ヒト受精胚を樹立機関に移送する際には、前項の確認を行った旨を文書で樹立機関に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた場合には、樹立機関の長は、当該通知の写しを文部科学大臣に提出するものとする。

(ヒト受精胚の提供者の個人情報保護)

第二十六条 ヒトES細胞の樹立及び使用に携わる者は、ヒト受精胚の提供者の個人情報の保護に最大限度努めるものとする。

2 前項の趣旨にかんがみ、提供医療機関は、ヒト受精胚を樹立機関に移送する際には、提供者に関する個人情報と照合できないような必要な措置を講じるものとする。

第四章 ヒトES細胞の使用

第一節 使用の要件

(使用の要件)

第二十七条 ヒトES細胞を使用する際には、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 次のいずれかに資する基礎的研究を目的としていること。

イ ヒトの発生、分化及び再生機能の解明

ロ 新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発

二 ヒトES細胞を使用することが、前号に定める研究において科学的合理性及び必要性を有すること。

三 ヒトES細胞の使用が、樹立の用に供されたヒト受精胚の提供者のインフォームド・コンセントに即したものであること。

2 使用に供されるヒトES細胞は、本指針に基づき樹立されたものに限るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、使用機関は、文部科学大臣が本指針に定める提供及び樹立の基準に従って樹立されたものであると認める場合には、海外から分配を受けるヒトES細胞を使用することができるものとする。

(禁止事項)

第二十八条 ヒトES細胞を使用する際には、次の各号に掲げる事項を行ってはならないものとする。

一 ヒトES細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法によるヒトES細胞からの個体の生成

二 ヒト胚へのヒトES細胞の導入

三 ヒトの胎児へのヒトES細胞の導入

四 ヒトES細胞からの生殖細胞の作成

(ヒトES細胞の取扱い)

第二十九条 使用機関は、ヒトES細胞を分配及び譲渡してはならないものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、これを適用しないものとする。

一 他の使用機関において、研究の再現性の確認のために使用機関において加工されたヒトES細胞の分配が必要な場合

二 ヒトES細胞を使用する基礎的研究の進展のために使用機関において加工されたヒトES細胞を樹立機関に譲渡することが必要な場合

(分化細胞の取扱い)

第三十条 分化細胞の使用は、当面、ヒトES細胞の使用とみなすものとする。

2 分化細胞の分配は、文部科学大臣が本指針の基本方針に従っていると認める場合にのみ行うことができるものとする。

第二節 使用の体制

(使用機関の基準等)

第三十一条 使用機関は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 ヒトES細胞を使用するに足りる十分な施設、人員及び技術的能力を有すること。
- 二 ヒトES細胞の使用に際して遵守すべき技術的及び倫理的な事項に関する規則が定められていること。
- 三 倫理審査委員会が設置されていること。
- 2 使用機関は、ヒトES細胞の使用に関する記録を作成し、これを保存するものとする。
- 3 使用機関は、ヒトES細胞の使用に関する資料の提出、調査の受入れその他文部科学大臣が必要と認める措置に協力するものとする。

(使用機関の長)

第三十二条 使用機関の長は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用計画の妥当性を確認し、その実施を了承すること。
- 二 ヒトES細胞の使用の進行状況及び結果を把握し、必要に応じ使用責任者に対しその留意事項、改善

事項等に関して指示を与えること。

三 ヒトES細胞の使用を監督すること。

四 使用機関において本指針を周知徹底し、これを遵守させること。

(使用責任者)

第三十三条 使用責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 ヒトES細胞の使用に関して、内外の入手し得る資料及び情報に基づき、使用計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性について検討すること。

二 前号の検討の結果に基づき、使用計画を記載した書類（以下「使用計画書」という。）を作成すること。

三 ヒトES細胞の使用を総括し、研究者に必要な指示を行うこと。

四 ヒトES細胞の使用が使用計画書に従い適切に実施されていることを随時確認すること。

五 ヒトES細胞の使用の進行状況及び結果に関し、使用機関の長及び使用機関の倫理審査委員会に対し必要な報告を行うこと。

六 前各号に定めるもののほか、使用計画を総括するに当たって必要となる措置を講ずること。

2 使用責任者は、一の使用計画ごとに一名とし、ヒトES細胞の使用に関する十分な専門的知識及び技能を持ち、前項に掲げる業務を的確に実施できる者とする。

(使用機関の倫理審査委員会)

第三十四条 使用機関の倫理審査委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 使用計画について、本指針に即し、その科学的妥当性及び倫理的妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等について、使用機関の長に対し意見を提出するとともに、当該審査の過程の記録を作成し、これを保管すること。

二 使用の進行状況及び結果について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等について使用機関の長に対し意見を提出すること。

2 第十三条第二項の規定は、使用機関の倫理審査委員会の要件について準用するものとする。この場合において、「樹立機関」とあるのは「使用機関」に、「樹立計画」とあるのは「使用計画」に読み替えるものとする。

第三節 使用の手続

(使用計画書)

第三十五条 使用責任者は、ヒトES細胞の使用に当たっては、あらかじめ使用計画書を作成し、使用機関の長の了承を求めるものとする。

2 使用計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 使用計画の名称
- 二 使用機関の名称及びその所在地
- 三 使用責任者及び研究者の氏名、略歴、研究業績及び使用計画において果たす役割
- 四 使用の目的及びその必要性
- 五 使用の方法及び期間
- 六 使用に供されるヒトES細胞の入手先
- 七 使用完了後のヒトES細胞及び分化細胞の取扱い
- 八 使用機関の基準に関する説明

九 使用に供されるヒトES細胞が海外から提供される場合には、その樹立に関する説明及び譲受の条件に関する説明

十 分化細胞の分配が予定されている場合には、その説明

十一 その他必要な事項

3 使用計画書には、可能な限り平易な用語を用いて記載した概要を添付するものとする。

(使用の手続)

第三十六条 使用機関の長は、使用責任者から使用計画の実施の了承を求められた際には、その妥当性について使用機関の倫理審査委員会の意見を求め、当該意見に基づき使用計画の本指針への適合性を確認するものとする。

(使用計画に係る文部科学大臣の確認)

第三十七条 使用機関の長は、使用計画の実施を了承するに当たっては、当該使用計画の本指針への適合性について、文部科学大臣の確認を受けるものとする。

2 前項の場合には、使用機関の長は、次の各号に掲げる書類を文部科学大臣に提出するものとする。

一 使用計画書

二 使用機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類

三 使用機関の倫理審査委員会に関する事項及び第三十四条第二項の規定により読み替えて適用する第十三条第二項第六号に定める規則

3 文部科学大臣は、使用計画の本指針への適合性について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき確認を行うものとする。

4 文部科学大臣は、使用計画の確認の結果を総合科学技術会議に報告するものとする。

(報告)

第三十八条 使用責任者は、ヒトES細胞の使用の進行状況及び使用の完了を使用機関の長及び使用機関の倫理審査委員会に随時報告するものとする。

2 使用責任者は、ヒトES細胞の使用の完了後、直ちに、使用の結果を記載した書類（以下「使用報告書」という。）を作成し、使用機関の長に提出するものとする。

3 使用機関の長は、使用報告書の提出を受けた場合には、使用機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣に

当該使用報告書の写しを提出するものとする。

4 使用機関の長は、ヒトES細胞の分配を受けた樹立機関に対し、ヒトES細胞の使用の完了及び使用の完了後のヒトES細胞の取扱いについて通知しなくてはならないものとする。

（研究成果の公開）

第三十九条 ヒトES細胞の使用により得られた研究成果は、原則として公開するものとする。

2 使用機関は、ヒトES細胞の使用により得られた研究成果を公開する場合には、当該ヒトES細胞の使用が本指針に適合して行われたことを明示するものとする。

第五章 雑則

（関係行政機関との連携）

第四十条 文部科学大臣は、ヒトES細胞の樹立及び使用が、医療及びその関連分野と密接な関係を持つことにかんがみ、情報の提供を行うなど、厚生労働大臣及び経済産業大臣と密接な連携を図るものとする。

（指針違反の公表）

第四十一条 文部科学大臣は、ヒトES細胞の樹立及び使用が、本指針に定める基準に適合していないと認めるときは、その旨を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 本指針は、平成十三年 月 日から施行する。

(指針の見直し)

第二条 文部科学大臣は、本指針の施行後三年以内に、ライフサイエンスにおける研究の進展、社会の動向等を勘案し、本指針の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

2 前項の見直しは、総合科学技術会議の意見に基づき行うものとする。